

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ブイキューブ
【届出者の住所又は所在地】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03-5768-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 成儀
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ブイキューブ （東京都目黒区上目黒二丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ブイキューブをいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社システム・テクノロジー・アイをいいます。
- （注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注8） 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- （注9） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注10） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- （注11） 本公開買付けに関する全ての手続は、別段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社システム・テクノロジー・アイ

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 平成22年6月17日開催の対象者第14回定時株主総会並びに平成22年6月17日及び平成22年7月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成27年11月9日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を保有しておりません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の筆頭株主及び親会社であるS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社（以下「S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ」といいます。）、対象者の主要株主及び代表取締役社長である松岡秀紀氏並びに対象者の取締役副社長である松岡優子氏（S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ、松岡秀紀氏及び松岡優子氏を総称して、以下「本応募予定株主」といいます。）との間で、平成27年11月9日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズがその保有する対象者株式718,800株（所有割合（注）54.05%）の全てを、松岡秀紀氏がその保有する対象者株式146,700株（所有割合11.03%）のうち133,700株（所有割合10.05%）を、松岡優子氏がその保有する対象者株式45,400株（所有割合3.41%）の全てを、それぞれ本公開買付けに応募することに合意しています。松岡秀紀氏がその保有する対象者株式全部を本応募契約に基づく本公開買付けへの応募の対象としなかった理由は、松岡秀紀氏は本公開買付け成立後に代表取締役社長を退任する予定であるものの、対象者の主力製品の技術面での支援のため引き続き対象者に残留する予定であることから、松岡秀紀氏本人の希望も踏まえ、同氏が保有する対象者株式の一部を継続保有することになったためです。なお、松岡秀紀氏の退任後の対象者における処遇については未定です。本応募契約の詳細については、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

公開買付者は、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的としていること、また、本応募予定株主が本応募契約に基づき応募する予定の対象者株式合計897,900株を本公開買付けにより取得する予定であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の897,900株（所有割合67.52%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（897,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではありませんが、本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、当社は、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限（897,900株）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

後記「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、対象者株式が上場廃止にかかる猶予期間に入っていることに加えて、買付予定数の上限を設けていないことから、当社は対象者との間で、公募・売出し又は立会外分売等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在決定している事項はありません。

本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格744円（以下「本公開買付価格」といいます。）は、本応募予定株主との協議・交渉を経て合意により決定した価格です。また、本新株予約権の買付け等の価格については、本新株予約権に係る新株予約権者が本新株予約権を行使するためには、対象者又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターの地位にある必要があり、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしてもこれを行使できないため、本新株予約権の買付け等の価格を1個当たり1円と決定しています。なお、本新株予約権の発行要項上、本新株予約権を譲渡により取得するには、対象者取締役会の承認が必要とされています。算定の詳細につきましては、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

(注) 「所有割合」とは、対象者が平成27年11月6日に提出した第20期第2四半期報告書（以下「第20期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成27年9月30日現在の発行済普通株式総数（1,344,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（14,078株）を控除した株式数（1,329,922株）に占める割合（小数点以下第三位四捨五入。）をいいます。以下、所有割合について同じとします。

なお、対象者によって公表された平成27年11月9日付「株式会社ブイキューブによる当社普通株式等に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ブイキューブとの資本業務提携基本合意書締結について」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者は、公開買付者、対象者及び支配株主から独立した第三者算定機関である株式会社東京アドバイザーグループ（以下「東京アドバイザーグループ」といいます。）から取得した株式価値算定書の内容並びに公開買付者、対象者及び支配株主から独立したリーガル・アドバイザーである片岡総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成27年11月9日に取締役会を開催し、本公開買付けの諸条件について検討したとのことです。その結果、対象者が公開買付者の連結子会社となることで、対象者及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると判断し、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられることから、対象者取締役全5名のうち、後述の理由により審議及び決議に参加しなかった取締役3名を除く取締役2名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることなどから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。また、対象者取締役会は、本新株予約権の公開買付け価格が1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議しているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、代表取締役社長である松岡秀紀氏及び取締役副社長である松岡優子氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しており、また、取締役篠崎晃一氏は、公開買付者と応募契約を締結しているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズの取締役副社長を兼任しているため、利益相反防止の観点から、対象者の立場において本公開買付けに至る協議・交渉に参加しておらず、また、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議にも参加していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役（いずれも社外監査役）3名のうち本公開買付けが成立した場合に代表取締役に就任することが内定している船岡弘忠氏を除く2名が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、主に企業・教育機関・官公庁などに向けて、クラウド型（注1）を中心としたビジュアルコミュニケーション（注2）サービスの提供を行っております。当社の提供するビジュアルコミュニケーションサービスでは、「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」使える、をコンセプトに、ユーザーのPCあるいはスマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末から、インターネットを通じて、遠くの相手とお互いの顔や資料を共有しながら遠隔会議を行うWeb会議サービス、あるいはオンラインセミナーなどに代表される、文字や音声だけでなく、映像も含めたコミュニケーションサービスを提供しています。

なお、当社は、平成25年12月に東京証券取引所マザーズに上場し、平成27年7月に東京証券取引所市場第一部に市場変更しております。

当社は、「常に情報通信技術を高度に活用することにより、新しい価値の創造を通じて、より豊かな人間生活の実現を目指す」ことを経営理念に掲げております。当社の推進するビジュアルコミュニケーションサービスは、情報通信技術の応用であり、移動という概念すら払拭し、離れていながらまるでその場に居るかのようなコミュニケーションを可能としました。当社はビジュアルコミュニケーションサービスの提供を通じて、シームレス（注3）なコミュニケーション社会の実現に貢献し、人々の生活・ビジネススタイルに変革を与え、より豊かな社会環境の構築を目指しております。また、当社は、日本のみならず、今後成長が期待されるアジア地域へも積極的に事業展開を進めており、「アジアナンバーワンのビジュアルコミュニケーションプラットフォーム」を目指して、日々の事業活動に取り組んでおります。またこれまで導入が進んでいる企業への活用に加えて、今後さらに市場の拡大が見込まれる医療や教育など幅広い分野での事業展開を推進し、顧客の皆様への生産性向上や機会創出に貢献できるサービスの普及拡大と新たなサービスの開発を進めております。特に教育関連分野は、当社の成長戦略において注力すべき分野のひとつであるという認識のもと、平成26年5月には、電子黒板や教育ICT分野で高いシェアを持ち、優れたソリューションを提供するパイオニアVC株式会社（以下「パイオニアVC」といいます。）を子会社化いたしました。また平成27年10月には、シンガポールで教育プラットフォームを提供するWizlearn Technologies Pte. Ltd.（以下「Wizlearn（ウィズラーン）社」といいます。）を買収いたしました。

一方、対象者は、「人と学びを創造し社会に貢献するリーディングカンパニー」を経営ビジョンに掲げ、「学習管理システム事業」、「研修教材事業」、「研修サービス事業」の三つの事業を柱に、日本国内の教育関連市場において情報通信技術を活用したサービスを提供しております。「学習管理システム事業」とは、「iStudy

Enterprise Server」という人材育成を総合的にサポートする学習管理システムを提供するもので、スキル可視化から研修計画の立案、研修開催、受講管理までをトータルに支援するシステムとして、国内でオンプレミス型（注4）では100社超、クラウド型では400社超の利用実績を有しています。

「研修教材事業」とは、いわゆる「eラーニング教材」事業であり、いつでもどこでも学ぶことができるスキルアップ支援ツール「iStudy」を、ビジネススキルからITスキルまで幅広いタイトルで展開し、延べ91万ライセンスの利用実績があり（平成27年9月30日現在）、個人のスキルアップでの利用はもちろん、企業内で学習管理システムに実装し、社員教育にも広く活用されています。

「研修サービス事業」は、Oracle/IBM認定研修を中心に、より高度なITエンジニアの育成を支援しております。

また、対象者の100%子会社である株式会社SEプラス（以下「SEプラス」といいます。）は、IT業界を中心に人材紹介、エンジニア派遣、教育関連事業を行っております（但し、後述のとおり、対象者は、SEプラスの発行済全株式をSEホールディングス・アンド・インキュベーションズに譲渡することを決定しております）。

対象者の顧客には、大手金融・生保企業や日本を代表するIT関連企業等が名を連ね、多様な販売チャネルに対する販売活動を行っております。

なお、対象者は、平成14年12月に東京証券取引所マザーズに上場し、平成26年8月に東京証券取引所市場第二部に市場変更したとのことです。

対象者によれば、近年、対象者においては、上記の事業のうち、学習管理システム事業の主力商品である「iStudy Enterprise Server」の販売拡大に注力してきたこともあり、学習管理システム事業は成長をしている一方で、IT技術者の資格取得離れ等の影響もあり、研修教材事業の「iStudyシリーズ」の売上高は年々減少しており、学習管理システム事業の成長によっても研修教材事業の売上や利益の落ち込み等をカバーできていない状況となっていたとのことです。また、対象者は、後記「(6)上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、平成27年3月31日時点での対象者株式の流通時価総額が5億円未満となり、上場廃止の猶予期間に入ったことを平成27年7月10日付で発表するに至り、対象者としても、従前どおりの経営体制ではこの状況を脱することも容易ではないため、第三者との連携を通じて、対象者の業績を再度回復させるとともに、対象者株式の上場維持を図ることができないかと機会をうかがっている状況だったとのことです。そうした状況の中で、対象者と当社の役員同士が、かねてより交流があったことから、平成27年8月に双方で業務提携についての協議がなされました。その結果、対象者は当社とのシナジー効果を得ることで業績回復を図ることが可能であり、当社としても対象者の事業内容が同じIT及び教育分野で関係性が深いことから、対象者と業務提携を行うことが当社の教育分野への事業展開にとって有効であるとの認識に至りました。一方、当社は、対象者の筆頭株主及び親会社であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズとの間で、平成27年8月下旬に協議を行い、仮に対象者の発行済株式すべてを買付けたとした場合の対価を約10億円と想定した株式買取りの提案を行いました。かかる対価10億円の算定根拠は、当時の対象者株式の市場株価から試算した金額です。

平成27年9月以降、対象者と当社双方にて具体的な業務提携についての検討に入りましたが、その頃には、対象者は、新たに当社の連結子会社になることで、組織体制の整備について支援が得られ、また当社のシンガポール及びマレーシア等の海外における事業基盤を活かして、対象者の事業の海外展開を加速することが可能と考えたことや、当社が対象者株式の上場維持に向けた積極的な姿勢を示したことから、単なる業務提携ではなく連結子会社として当社グループ（当社グループは、当社、アジアを中心とした海外の連結子会社12社、国内の連結子会社2社及び関連会社1社の計16社で構成されております。）に入る事が望ましいとの判断に至ったとのことです。また当社としても、当社が進める教育分野への事業展開において、対象者を連結子会社化し、当社グループの中で経営理念や経営方針を共有化した上で事業の推進を行うことがより有効であるとの判断に至りました。

かかる当社及び対象者の意向を踏まえて、平成27年9月下旬に、当社、対象者の筆頭株主及び親会社であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ、対象者の主要株主で代表取締役社長である松岡秀紀氏並びに対象者の取締役副社長である松岡優子氏を交えた協議の結果、対象者株式をSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ、松岡秀紀氏及び松岡優子氏からそれぞれ当社に対して公開買付けへの応募を通じて譲渡する方向で協議がまとまりました。対象者株式1株当たりの買付け等の価格については、平成27年9月下旬に、当社とSEホールディングス・アンド・インキュベーションズが協議した対象者の発行済全株式の対価10億円を出発地点として協議を行い、平成27年9月1日から平成27年9月25日までの対象者株式の終値単純平均値（712円）にプレミアムを付した1株当たり744円で合意するに至りました。SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ、松岡秀紀氏及び松岡優子氏は、いずれも、現状の対象者の株主構成よりも、より相乗効果が見込まれる当社の連結子会社となった上で、新たな経営陣の下で連携することが対象者の企業価値の向上につながるとの判断に至ったとのことです。

以上の経緯から、当社は、本公開買付けにより対象者を公開買付者の連結子会社とすることは、当社グループの継続的な企業価値の向上の観点から極めて有効であると考えに至り、平成27年11月9日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議するに至りました。

当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、かつ、後記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「対象者との資本業務提携基本合意」に記載の本資本業務提携基本合意書に基づき業務提携を実施することで、当社グループの営業力を活用した対象者のサービスの拡大、対象者の既存顧客への当社グループサービスの販売、当社製品と対象者製品の融合によるグループ製品機能の強化等のシナジー効果が得られると考えております。例えば、当社のサービスは、学校、専門学校等の教育機関や学習塾、通信教育、eラーニング等の教育関連事業者にも導入されており、さらにパイオニアV Cの電子黒板は、学校現場に対し、これまでに約2万台の導入実績を有しております。対象者製品をこうした当社の販路に展開し、当社の販売力を最大限に活用することで、対象者の売上拡大を図ります。

また、対象者の既存顧客には大手金融機関を含む数多くの大手企業が名を連ねており、これらの顧客に当社のサービスを展開することで顧客需要の活性化を図り、当社売上のみならず対象者の売上への貢献をも実現します。

さらに対象者製品が有するコンテンツ作成機能を、先般当社が買収したシンガポールのWizlearn社に提供することで、今後シンガポールや中国への展開を実現することも可能であると考えています。

このように、当社、対象者、パイオニアV C、Wizlearn社が相互に連携を図りながら、製品やサービスの融合を図り、当社グループにおける教育事業としての総合力強化による売上利益の拡大と企業価値の向上を目指します。

- (注1) 「クラウド型」とは、販売・運営会社が管理・運用しているサーバーにインターネットを通じてアクセスし、必要な時に、必要な分だけサービスを利用する形態をいいます。
- (注2) 「ビジュアルコミュニケーション」とは、離れた場所の間で、映像・音声・資料・動画等を伝達可能にする情報通信技術をいいます。
- (注3) 「シームレス」とは、サービスやシステム、ソフトウェア等が複数の要素や複数の異なる提供主体の組み合わせで構成されているとき、利用者側から見て各々の違いを認識・意識せずに一体的に利用できる状態のことをいいます。
- (注4) 「オンプレミス型」とは、利用するシステムをインストールしたサーバーごと販売し、顧客自身が管理・運用しながらサービスを利用する形態をいいます。

本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部上場を継続し、本公開買付け成立後も、両社のブランドと経営の自主性を維持・尊重しつつ、両社の連携を深め、考えるシナジーを追求し、企業価値向上に関する具体的な取組みについて、今後対象者との協議・検討を行うことを予定しております。対象者を当社の連結子会社とすることで、相互に会議への参加や共同提案を実施し、両社が同時に情報を共有できるようにいたします。

なお、対象者とのシナジーを早期に極大化するため、本公開買付けの決済後速やかに対象者の役員を選任するための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、当社から対象者へ複数の取締役を派遣する予定です。現時点においては、対象者代表取締役社長として、船岡弘忠氏（現対象者常勤監査役）、取締役副社長として、間下浩之氏（当社執行役員）が内定しており、その他の取締役の人選については未定ですが、対象者の取締役の過半数が当社の指名した者になるよう、対象者の株主総会において選任する取締役の候補者のうち過半数を当社が指名することができることが当社と対象者の間で合意されています。なお、対象者の代表取締役社長である松岡秀紀氏及び取締役副社長である松岡優子氏は、両氏より引き続き技術面でのエキスパートとして対象者を支援していくものの、対象者の経営からは退きたいとの申し出もあり、本臨時株主総会の終結時に退任する予定とのことです。なお、両氏の退任後の対象者における処遇については未定とのことです。

なお、対象者の100%子会社であるS Eプラスについては、対象者の事業との間で必ずしも期待された相乗効果が得られていなかったことに加え、S Eプラスの主たる事業である人材紹介業と今後対象者が注力していく教育関連の事業とのシナジー効果が小さいと予測されること、S Eプラスの人材紹介、エンジニア派遣という事業内容から当社の事業とのシナジー効果を生み出すことは難しいこと、S Eプラスと対象者の筆頭株主であるS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ及び対象者以外のS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズのグループ各社との間の事業連携が進んでおり、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ及び対象者においてもS EプラスをS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズグループに残す方が対象者及びS Eプラスの企業価値向上に資するとの合意ができたことから、対象者とS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズの間で、S Eプラスの株式の全てを対象者よりS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズに対し譲渡する旨の株式譲渡契約（以下「S Eプラス株式譲渡契約」といいます。）が平成27年11月9日付で締結されております。S Eプラス株式譲渡契約によれば、S Eプラス株式の譲渡価格は202,500,000円、譲渡実行日は平成27年11月10日を予定しているとのことです。

なお、対象者は、S Eプラス株式の譲渡価格の算定に際し、価格決定における公正性を担保するため、対象者及びS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズから独立した第三者機関である株式会社ブルータ

ス・コンサルティングに算定を依頼し、平成27年11月4日付で、株式価値算定書を取得したとのことです。対象者は、上記の株式価値算定書に加え、同日付にて、株式会社プルートス・コンサルティングから一定の前提条件の下に、合意された譲渡価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から不利益でない旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しているとのことです。対象者は、かかる意見書を踏まえ、合意された譲渡価格が少数株主にとって財務的見地から妥当であると判断したとのことです。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本応募契約

当社は、対象者の筆頭株主であるS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズとの間で、平成27年11月9日付で本応募契約を締結しております。本応募契約においてS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、その所有する対象者株式718,800株（所有割合54.05%）の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。なお、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズとの本応募契約では、さらに、大要以下の点について合意しております。

- () 第三者による対象者株式に対する公開買付けの開始公告があった場合（但し、当該公開買付けにおける対象者株式についての買付価格が、本公開買付価格を超える金額である場合に限る。）において、本公開買付けに応募することがS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるときは、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、本公開買付けに対する応募を行わないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができる。
- () S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、本公開買付け成立を停止条件として、本応募契約締結日現在、対象者に対して有する短期借入債務150百万円を本公開買付けの決済開始日後、速やかに（但し、遅くともS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズが応募した対象者株式に係る代金の支払いを受けた日の翌営業日までに）返済日までに発生した利息とともに一括払いにて返済するものとする。
- () S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズは、本応募契約締結日にS Eプラス株式譲渡契約に基づくS Eプラスの株式譲渡（以下「S Eプラス株式譲渡」という。）に関し、期限内に譲渡対価の支払いを履行することを誓約する。
- () 公開買付者は、S Eプラス株式譲渡について異議がないことを確認する。

また、当社は、対象者の第二位株主である松岡秀紀氏との間で、平成27年11月9日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において松岡秀紀氏は、その所有する対象者株式146,700株（所有割合11.03%）のうち133,700株（所有割合10.05%）を本公開買付けに応募すること、また、かかる応募の対象となる対象者株式を除く松岡秀紀氏が所有する対象者株式及び本新株予約権について、本公開買付けに応募しないことを合意しております。

さらに、当社は、対象者の第三位株主である松岡優子氏との間で、平成27年11月9日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において松岡優子氏は、その所有する対象者株式45,400株（所有割合3.41%）の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約においては、いずれも、本応募予定株主の応募の義務の履行は、(a)本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、(b)本応募契約締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、本応募契約において当社が本応募予定株主に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、(c)当社について、本応募契約に定める義務（注2）の重要な違反が存在しないこと、(d)対象者取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ、かかる表明を撤回又は変更する対象者の取締役会決議が行われていないこと、(e)本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は命令、処分若しくは裁判が存在しないこと、及び(f)本公開買付けに応募することが客観的に困難となるような天変地異がないことを前提条件としております。但し、本応募予定株主は、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も併せて定められております。

- (注1) 本応募契約において、当社は、本応募予定株主に対し、(a)存続及び権限、(b)契約の締結及び履行、(c)授權及び強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)破産申立原因等の不存在、(g)反社会的勢力への非該当、並びに(h)重要事実の不存在について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、当社は、本応募予定株主に対し、秘密保持義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

対象者との資本業務提携基本合意

当社は、対象者との間で、平成27年11月9日付で資本業務提携基本合意書（以下「本資本業務提携基本合意書」といいます。）を締結しています。本資本業務提携基本合意書において、当社及び対象者は以下の点について合意しています。以下の合意のうち()から()の合意については、本公開買付けによる当社の対象者株式の取得の完了を条件として効力が発生します。

- () 当社及びパイオニアV Cの顧客への対象者製品であるiStudyの販売、対象者既存顧客への当社グループサービスの販売、対象者の主力製品である「学習管理システム」及び当社の「ビジュアルコミュニケーションサービス」を接続することによる、対象者及び当社双方の製品・サービスの機能の強化並びにグループにおける統一インフラにおける効率性強化を行う。
- () 当社は、公募・売出し、立会外分売等の対象者株式の上場廃止の回避のための方策について、対象者と誠実に協議し、検討した上で、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持するための方策を実行する。
- () 対象者の取締役の過半数が当社の指名した者となるよう、当社は対象者の株主総会において選任する取締役の候補者のうち過半数を指名することができる。また、本公開買付けの成立後速やかに、対象者は、当社が指名する取締役（うち2名は船岡弘忠氏及び間下浩之氏とする。）を選任する議案を上程する臨時株主総会を開催する。
- () 当社が指名する取締役が選任されるまでの間、対象者は、対象者の取締役会及び経営会議に対して当社が指定する者2名をオブザーバーとして参加させるものとし、当該オブザーバーは、対象者の取締役会及び経営会議に参加し、意見を述べる権利を有する。
- () 対象者は、上記臨時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認されるまでの間、善良なる管理者たる注意をもって、通常の業務の範囲内においてその業務を遂行し、財産を管理する。通常の業務の範囲内に属さない行為には、(a)株式、新株予約権、新株予約権付社債その他対象者の株式を取得できる証券又は権利の発行、処分又は付与、(b)自己株式若しくは自己新株予約権の買受けその他一切の取得、株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て及び(c)組織変更、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け又は子会社の異動を伴う株式の譲渡若しくは譲受けを含む。
- () 対象者は、当社の事前の書面による同意を得ている場合を除き、株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分、組織再編その他の行為を行おうとするときは、当社と事前に協議する。
- () 対象者は、本公開買付けに賛同する（但し、本件公開買付けに応募するかどうかは対象者の株主及び新株予約権者の判断に委ねる。）旨の意見を表明し、これを公表し、本公開買付けの期間中、維持する。また、対象者は、当該賛同表明を維持することが対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反する又は違反する可能性が高い場合には、事前に当社と協議の上、当該賛同表明を撤回又は変更できる。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりませんが、対象者の主要株主である本応募予定株主が公開買付者との間で本応募契約を締結しており、本応募予定株主と少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者は、以下の措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 対象者株式

当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として山田F A S株式会社（以下「山田F A S」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、山田F A Sは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、山田F A Sから本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社が山田F A Sから取得した対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

(b) 本新株予約権

本新株予約権については、ストックオプションとして、対象者又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターに対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、新株予約権者がこれらの地位にあることが要求されているため、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者、対象者及び支配株主から独立した第三者算定機関である東京アドバイザリーグループに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、東京アドバイザリーグループは、対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

東京アドバイザリーグループは、対象者株式の株式価値の算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、各手法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は、東京アドバイザリーグループから平成27年11月9日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、東京アドバイザリーグループから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：739円から746円

DCF法：569円から760円

市場株価法では、平成27年11月6日を算定基準日として、平成27年6月10日の対象者の自己株式の取得の決定の公表後にそれまでの水準と比較しても明らかに対象者株式の株価及び売買出来高が大幅に変動していることから、当該公表の翌取引日である平成27年6月11日から当該公表日の水準に株価が戻った平成27年8月5日までの期間を除外し、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値740円、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値（上記のとおり直近6ヶ月間の終値単純平均値については平成27年6月11日から平成27年8月5日までの終値を除外して計算）である739円、743円及び746円（小数点以下四捨五入）を参考に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を739円から746円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画（平成28年3月期～平成32年3月期）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期第4四半期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を569円から760円までと分析しているとのことです。なお、かかる分析の前提とした事業計画には、大幅な増益を見込む年度があるとのことです。平成28年3月期においては、上記の対象者による100%子会社であるSEプラス株式譲渡、SEプラスの非連結化、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズからのその対価としての現金の受領、SEプラス株式譲渡による譲渡益の発生を織り込んでいるとのことです。また、平成28年3月期から平成31年3月期までの期間において売上、利益の増大を見込んでおり、平成30年3月期において大幅な増益を見込んでいるとのことです。その主な要因は、既に大手主要銀行をはじめ、金融機関、生命保険会社や日本を代表するIT関連企業が対象者の顧客であるところ、これらの顧客のグループ会社への営業に注力することにより売上・利益の増大を見込んでいるとのことです。

なお、DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。また、この数値は、対象者が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提の下に算定されておりますが、その達成を対象者として約束する趣旨のものではないとのことです。

（単位：千円）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	平成32年3月期
売上高	620,608	649,000	679,000	800,000	800,000
EBITDA	36,651	34,860	55,060	67,605	67,605
営業利益	22,248	23,260	43,460	53,605	53,605
フリー・キャッシュ・フロー	5,580	21,122	32,355	50,284	40,332

なお、本新株予約権については、本公開買付けの対象にはなるものの、本新株予約権はストックオプションとして対象者又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターに対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、新株予約権者がこれらの地位にあることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行行使することができないことに鑑み、対象者は、東京アドバイザーグループに本新株予約権に関する価値の算定を依頼していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、公開買付者、対象者及び支配株主から独立した外部のリーガル・アドバイザーとして片岡総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けているとのことです。

公開買付者及び対象者の支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

本公開買付けに係る対象者の意見表明は、第三者である公開買付者が、対象者の支配株主であるSEホールディングス・アンド・インキュベーションズからの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、対象者は、平成27年10月中旬に、公開買付者及びSEホールディングス・アンド・インキュベーションズとの間に利害関係を有しない者として、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ている廣田大介氏、加藤正彦氏、関洋佑氏及び松崎純一氏に対して、対象者が本公開買付けについて賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされているかについて諮問をしたとのことです。なお、対象者社外監査役である船岡弘忠氏も対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出をしているとのことです。本公開買付け成立後に、対象者の代表取締役役に就任することが内定していることから、船岡弘忠氏に対してはかかる諮問をしていないとのことです。

その結果、廣田大介氏、加藤正彦氏、関洋佑氏及び松崎純一氏から、()当社と対象者は同じ教育分野の事業展開を行う企業であって、対象者の事業内容は、当社の事業内容との融合性、関係性が深く、対象者が当社の連結子会社となり、そのグループ会社となって事業を行うことにより、シナジー効果が期待でき、対象者の企業価値の向上に資すると考えられ、本公開買付けの目的は正当であると考えられること、()現在の対象者株式の株価の水準と、本公開買付価格を考慮すると、上場維持が困難になる程度に応募がなされる可能性は小さいと考えるのが合理的であると考えられ、かつ、当社は、対象者との間で、公募・売出し、立会外分売等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場を引き続き維持するための方策を実行することを対象者に対して約束しているものであり、上記のとおり既に対象者株式が本公開買付けの有無にかかわらず上場廃止の猶予期間に入っていることに鑑みても、かかる上場維持への意向を示した当社の連結子会社になることにより、上場が維持される蓋然性が低下するとは言えないこと、()対象者は、当社、対象者及び支配株主から独立した第三者算定機関である東京アドバイザーグループから株式価値算定書を取得しており、本公開買付価格はかかる株式価値算定書に示された株式価値の範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと判断できること、()上記のとおり、本公開買付価格も不合理なものではないものの、市場価格に対して大幅なプレミアムが付されているわけではなく、本公開買付価格に不満のある株主については本公開買付け後の売却の機会も引き続き確保される見込みであることから、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが適当であると考えられること、()対象者は本公開買付けに対する意見を公表することを決定する平成27年11月9日の対象者取締役会において、取締役5名中、松岡秀紀氏、松岡優子氏及び篠崎晃一氏を除いた取締役2名のみが出席し、上記決定を行っているが、かかる方策は、特別利害関係者に該当しうる取締役の影響を排除するために適切なものと言えること、()当社、対象者及び支配株主から独立した片岡総合法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続を履践していることから本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること等の事情を総合的に検討した上で、対象者が本公開買付けについて賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成27年11月9日付で入手しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成27年11月9日開催の対象者取締役会において、当社と業務提携を行うことによって、対象者及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になり、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると考えられると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をするるとともに、本公開買付け価格が東京アドバイザリーグループから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付け価格は不合理なものではないと判断するものの、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役全5名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役2名の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、代表取締役社長松岡秀紀氏及び取締役副社長松岡優子氏は当社と本応募契約を締結しており、また、取締役篠崎晃一氏は、当社と応募契約を締結しているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズの取締役副社長を兼任しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名のうち本公開買付けが成立した場合に代表取締役に就任することが内定している船岡弘忠氏を除く2名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議することについても異議がない旨の意見を表明したとのことです。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

当社は、買付予定数の上限を設定せずに、対象者を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するものの、対象者の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等の追加取得を行うことを予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社は本公開買付けに伴う対象者の上場廃止を企図しておりません。当社の経営戦略上、教育は大きなキーとなるセクターであり、対象者が当社の連結子会社となった後は、グループの教育セクター向け事業の中核とすることを目指しており、そのためにも対象者の上場を維持し、株式市場を活用した資金調達によるグローバルな展開も含めた経営を実現していくことを企図しております。また、現在対象者に勤務する従業員のモチベーションを維持する上でも上場を維持することは有効な手段であると考えております。

以上の理由から、当社は対象者の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け成立後も、対象者株式は、東京証券取引所市場第二部における上場が維持される予定です。

もっとも、対象者株式は、平成27年7月10日付で、平成27年3月31日時点の対象者株式の流通株式時価総額が東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第2号b本文に定める所要額（5億円）未満となったことから、上場廃止にかかる猶予期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（1年間））に入った旨発表されております。

また、対象者株式は、平成27年9月1日付で、平成27年8月の月末時価総額が東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文に定める所要額（10億円）未満となったことから上場廃止にかかる猶予期間（平成27年9月1日から平成28年5月31日まで（9ヶ月間））、但し、平成27年11月30日までに事業計画改善書（東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文に定める書面）を提出しなかった場合には平成27年9月1日から平成27年11月30日まで（3ヶ月間）。なお、対象者は、平成27年11月30日までに事業計画改善書を提出する予定とのことです。）に入った旨発表されております。

さらに、本公開買付けは、取得後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株主所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者流通株式の時価総額及び対象者株式の時価総額が上場廃止基準に該当することとは別途、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条第1項に規定される以下の から までの東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に抵触し、これらの規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じです。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

これらの上場廃止基準への対応につきまして、公開買付者は対象者との間で、公募・売出し、立会外分売等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場を引き続き維持するための方策を実行いたします。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきまして、現在決定している事項はありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年11月10日（火曜日）から平成27年12月8日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成27年11月10日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年12月22日（火曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社ブイキューブ
東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
03-5768-3111（代表）
取締役CFO 大川 成儀
確認受付時間 平日9時から18時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金744円
新株予約権証券	本新株予約権1個につき、金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田FASに対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、山田FASは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>山田FASは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は山田FASから平成27年11月6日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は山田FASから、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：739円～849円 DCF法：686円～799円</p> <p>市場株価法では、平成27年11月6日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値740円、直近1ヶ月間の終値単純平均値739円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様に計算しております。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値743円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値849円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、739円から849円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画(平成28年3月期～平成30年3月期)、直近までの業績動向、想定されるシナジー、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮した、平成28年3月期第2四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、686円から799円までと分析しております。</p> <p>当社は山田FASから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者等との協議、交渉結果等も踏まえ、平成27年11月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり744円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり744円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年11月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値740円に対して0.54%(小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同様に計算しております。)のプレミアムを加えた金額、平成27年11月6日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値739円に対して0.68%のプレミアムを加えた金額、平成27年11月6日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値743円に対して0.13%のプレミアムを加えた金額、平成27年11月6日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値849円に対して12.37%のディスカウントをした金額となります。平成27年11月6日は、本書提出日の直前の取引成立日となります。</p>

	<p>本新株予約権</p> <p>本新株予約権については、ストックオプションとして、対象者又はその子会社の取締役、監査役、従業員若しくは契約インストラクターに対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、これらの地位にあることが要求されているため、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことから、当社は、本新株予約権の買付け等の価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、平成27年10月から対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始し、その後も、当該デュー・ディリジェンスと並行して、対象者に対し、本公開買付けの目的、連結子会社化のメリット、本公開買付価格の考え方について説明するとともに、対象者との間で具体的なシナジーや本公開買付け後の施策についての協議を続け、平成27年11月9日の公開買付者取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により対象者株式1株当たりの買付価格について決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者及び対象者の企業価値を向上させるために検討している具体的な施策の内容については、前記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として山田FASに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、山田FASは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>山田FASは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は山田FASから平成27年11月6日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>山田FASにより上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：739円～849円 DCF法：686円～799円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本応募契約を締結している本応募予定株主との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年11月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を744円とすることを決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,337,622 (株)	897,900 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(897,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(897,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数(1,337,622株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成27年11月6日に提出した第20期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式総数(1,344,000株)に、対象者が平成27年6月18日に提出した第19期有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の本新株予約権の数(107個)に、平成27年9月30日までの変更(対象者によれば、平成27年9月30日までに、本新株予約権は30個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権の数(77個)の目的となる対象者の普通株式の数(7,700株)を加えた株式数(1,351,700株)から、当該四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(14,078株)を控除した株式数です。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	13,376
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	77
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年11月10日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年11月10日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)	13,376
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,337,622株)に係る議決権の数です。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成27年6月18日に提出した第19期有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の本新株予約権の数(107個)に、平成27年9月30日までの変更(対象者によれば、平成27年9月30日までに、本新株予約権は30個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権の数(77個)の目的となる対象者の普通株式の数(7,700株)の議決権の数(77個)を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」は、第20期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の普通株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第20期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,344,000株)に、対象者が平成27年6月18日に提出した第19期有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の本新株予約権の数(107個)に、平成27年9月30日までの変更(対象者によれば、平成27年9月30日までに、本新株予約権は30個減少したとのことです。)を反映した本新株予約権の数(77個)の目的となる対象者の普通株式の数(7,700株)を加えた株式数(1,351,700株)から、当該四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(14,078株)を控除した株式数(1,337,622株)に係る議決権の数を「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

岩井コスモ証券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。また、応募株券等が対象者株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。応募株券等が本新株予約権の場合の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、上記「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」に加え、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。

・個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証等、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（写真付）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

・法人

商業登記簿謄本、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（発行から6ヶ月以内の原本）
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

岩井コスモ証券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号

（その他の岩井コスモ証券株式会社国内各営業店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

岩井コスモ証券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	995,190,768
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	12,000,000
その他(c)	2,500,000
合計(a) + (b) + (c)	1,009,690,768

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(1,337,622株)に、1株当たりの本公開買付価格(744円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	1,113,685
計(a)	1,113,685

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計(b)			-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,113,685千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

岩井コスモ証券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号

(2)【決済の開始日】

平成27年12月15日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成27年12月30日(水曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募の受け付けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受け付けをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（897,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（897,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合には、公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年3月26日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第16期第3四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月13日関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ブイキューブ
（東京都目黒区上目黒二丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、従前どおりの経営体制では上場廃止基準に抵触する状況を脱することも容易ではなく、対象者株式の上場廃止に至った場合、対象者株主の利益を著しく害することになるため、対象者株式の上場廃止に至る事態を避けることが重要であると考えていたところ、当社の提案は対象者株式の上場維持を前提としたものであったこと、本資本業務提携基本合意書を締結し、当社との間に一定の資本関係を構築することにより、当社と対象者の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、本公開買付価格が東京アドバイザーグループより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年11月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本資本業務提携基本合意書

当社は、対象者との間で、平成27年11月9日付で、本資本業務提携基本合意書を締結いたしました。本資本業務提携基本合意書の概要については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「対象者との資本業務提携基本合意」をご参照ください。

(3) 松岡秀紀氏及び松岡優子氏の対象者への残留

対象者代表取締役社長である松岡秀紀氏及び取締役副社長である松岡優子氏は、本公開買付け成立後にそれぞれ代表取締役社長及び取締役副社長を退任した上で、対象者の技術面での支援のため引き続き対象者に残留する予定ですが、両氏の退任後の対象者における処遇については未定です。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月
最高株価	846	1,790	1,525	942	759	800	771
最低株価	710	731	900	631	676	699	728

(注) 平成27年11月については、11月9日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月19日関東財務局長に提出

事業年度 第19期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月18日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月6日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社システム・テクノロジー・アイ

（東京都中央区築地一丁目13番14号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) S E プラス株式譲渡

対象者は、平成27年11月9日付で「特定子会社の異動を伴う株式譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によりますと、対象者は、平成27年11月9日開催の対象者取締役会において、対象者子会社のS E プラスを、S E ホールディングス・アンド・インキュベーションズを譲渡予定先とし、譲渡する旨を決議しているとのことです。なお、詳しくは当該公表文をご参照ください。

(2) 平成28年3月期第2四半期累計期間の業績予想との差異

対象者は、平成27年10月28日付で「平成28年3月期第2四半期累計期間の業績予想との差異に関するお知らせ」を公表しており、当該公表の内容は以下のとおりです。なお、以下の公表内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成28年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想との差異（平成27年4月1日～平成27年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する四半 期純利益	1株当たり四 半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	526	3	6	9	6.74
実績値（B）	481	8	4	0	0.30
差異（B - A）	44	11	11	8	-
増減率（%）	8.5	-	-	-	-
（参考）前期実績 （平成27年3月期第2四半期）	489	11	14	22	16.66

平成28年3月期第2四半期個別累計期間の業績予想との差異（平成27年4月1日～平成27年9月30日）

	売上高	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	277	12	12	9.11
実績値（B）	249	12	12	9.10
差異（B - A）	27	0	0	-
増減率（％）	10.1	-	-	-
（参考）前期実績 （平成27年3月期第2四半期）	268	36	36	27.36

(3) 平成28年3月期業績予想の修正

対象者は、平成27年11月9日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、当該公表の内容は以下のとおりです。なお、以下の公表内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成28年3月期個別業績予想数値の修正（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	620	-	17	16	12.23
今回修正予想（B）	620	22	15	129	97.19
増減額（B - A）	0	-	1	112	-
増減率（％）	0.0	-	10.1	691.7	-
（参考）前期実績 （平成27年3月期）	542	52	56	56	42.30